

第 1 部

計画の基本的な考え方

第1章 計画の意義

I 計画策定の目的と視点

1 計画策定の目的

墨田区では、2025(令和7)年9月に区議会の議決を経て、持続可能なまちづくりの実現に向け、未来における区のあるべき姿と進むべき方向について、基本的な指針となる、新しい「墨田区基本構想」を策定しました。

この基本構想に描かれた2035(令和17)年のまちの姿、「人がつながり 夢をカタチに 墨田区」を区民、事業者、区の協働によって実現するため、2026(令和8)年度から10年間を見据えた具体的な施策や取り組み内容を示す最上位の総合計画として、新たな「墨田区基本計画」を策定しました。

2 計画策定の視点

この計画は、次の視点を踏まえ策定しました。

- (1) 基本構想に掲げるまちの姿を実現するための政策・施策を体系的に示します。
- (2) 今後の社会潮流や、将来的な行政需要を可能な限り想定するとともに、時代の変化に柔軟に対応できるようにします。
- (3) 協治(ガバナンス)の推進を図るため、策定過程において積極的に区民参加の機会を設け、区民の視点を意識します。
- (4) 行財政改革・行政情報化や、ファシリティマネジメント、総合的人事戦略等の考え方に基づき、計画推進にあたっての考え方を取りまとめます。

II 計画の特徴・性格

1 基本構想に掲げる「まちづくりの基本理念」を基軸とした基本計画

基本構想に掲げるまちづくりの基本理念を基軸として、一人ひとりの違いを尊重しながら、「人」を中心に考えること、課題解決に向けて、本区の基盤である地域力「つながり」を活かすこと、それぞれの地域の持つ特性「まちの個性」をより良く磨き続けることを大切に、基本計画を推進していきます。



2 行政評価システム（施策の達成をはかる指標）を組み込んだ基本計画

施策の成果や達成度をはかる具体的目標（指標）について、PDCAマネジメント・サイクルにおけるチェック機能として行政評価制度を導入し、公表することで、常に効果的・効率的な行政施策を選択し、適切な経営判断が可能となる計画とします。

3 「“夢” 実現プロジェクト」を掲げた基本計画

異なる分野の政策・施策を横断的に関連づけ、計画期間中に重点的に推進するリーディングプロジェクトを「“夢” 実現プロジェクト」として掲げ、相乗的な効果が発揮できる計画とします。

4 今後の公共施設等の整備を示した基本計画

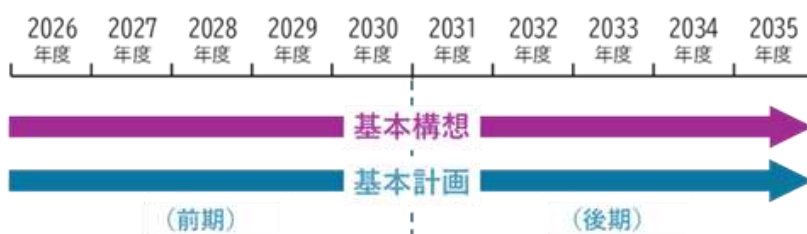
「墨田区公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえたうえで、今後、計画的に展開していくべき主要な公共施設等の整備事業を掲げた計画とします。

5 SDGs を踏まえた基本計画

それぞれの施策とSDGsの17の目標との関係性を明確にし、SDGsの目標を踏まえた区政運営を推進するための計画とします。

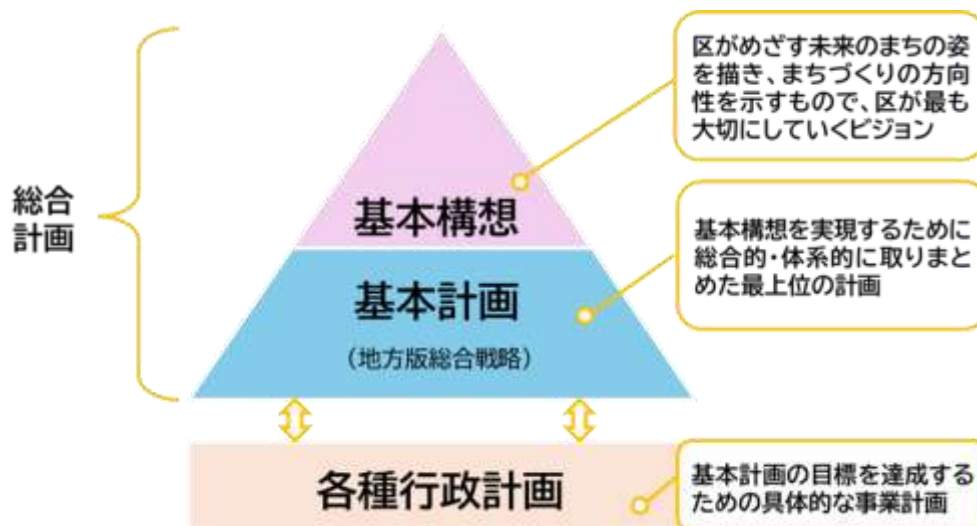
Ⅲ 計画の期間

この基本計画は、2026（令和8）年度を初年度として、2035（令和17）年度までの10か年を計画期間とします。なお、計画期間の5年目にあたる 2030（令和12）年度までを前期、後半の5か年を後期とし、原則として前期終了時点で計画を見直し、改定を行います。



IV 計画の位置づけ

本区の総合計画は、基本構想と基本計画で構成し、基本計画の目標を達成するための具体的な事業計画として各種行政計画を位置づけています。また、目的や内容を踏まえ、本基本計画を、「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年法律第136号)第10条に基づく地方版総合戦略として位置づけることとします。



V 計画の構成

この基本計画は、全4部構成で以下の内容を記載しています。

第1部「計画の基本的な考え方」では、計画の意義と計画の前提・背景として、社会変化の潮流や区政の課題、区の人口に関する状況等を示しています。

第2部「“夢”実現プロジェクト」では、本区がめざすまちの実現に向けて、基本計画全体をけん引するリーディングプロジェクトを示しています。

第3部「計画の内容」では、基本構想で掲げた3つの基本目標ごとに、政策・施策の内容を示しています。

第4部「計画の推進に向けた区政運営」では、政策・施策を着実に推進するため、社会の変化に柔軟に対応できる行政運営と、安定した財政基盤を確立するための方針を示しています。

VI 基本計画と行政評価の連動

基本計画に掲げた目標が達成できているかどうかをEBPM(Evidence-Based Policy Making:データに基づく政策立案)の考え方を取り入れ、根拠に基づいた効果検証、評価を行います。

1 評価の視点

行政評価制度では、以下の視点を取り入れ評価を行います。

(1)必要性・妥当性

区民ニーズに即した事業が実施されているか、真に区が実施すべき事業なのかといった視点で評価を行います。

(2)有効性・適格性

事業予算に見あった効果があるのか、事業の手段や対象は目的に合致しているのかという視点で評価を行います。

(3)効率性・経済性

事業を実施する工程やコストに改善の余地がないか、地域社会や住民等に波及する効果があるかといった視点で評価を行います。

2 指標の設定

行政評価制度では、施策を実施した結果、区民の生活や暮らしがどれくらいよくなったのかをはかる必要があり、そのために2種類の指標を設定します。

設定する指標		概念
成果指標(アウトカム)	目的に対する指標	区民生活等がどのように改善・向上したか
活動指標(アウトプット)	手段に対する指標	区が何をどれだけ実施したか

本計画では、行政活動を評価するモノサシとして、すべての施策に「施策の達成をはかる指標」を設定しています。この指標は、「成果指標(アウトカム)」を基本としています。その設定が困難な場合は、「活動指標(アウトプット)」で代替しています。

■行政評価におけるPDCAマネジメント・サイクルのイメージ



第2章 計画の前提・背景

I 新たな社会の潮流

1 人口動態と少子高齢化

日本の人口は、合計特殊出生率が人口置換水準(人口が均衡する水準)を長期的に下回っていることから、2008(平成20)年の1億2,808万人をピークに減少に転じて以降、一貫して減少傾向が続いています。

近年、少子化の進行は一層深刻さを増しており、出生数は10年間で約3割以上という急激なペースで減少し、2024(令和6)年には68.6万人となり70万人を下回っています。出生数の減少は、将来の地域・社会の担い手の減少、労働力の減少につながり、現役世代の負担増加や行政サービスの水準の低下などの悪影響が懸念されます。このため、雇用の場の確保や子育てと仕事を両立できる環境整備、子育て家庭の多様な支援ニーズへの対応など、こどもを産み育てたいと感じられるような環境の充実が求められています。

また、人口規模が大きい、いわゆる団塊ジュニア世代が2040(令和22)年には65歳以上となることから、今後、高齢人口の比率はますます高まっていくと予想されます。このため、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域で高齢者を支え、見守る体制の確立が重要です。

2 地域コミュニティの変化

少子化や共働き世帯の増加による地域での生活時間の減少、プライバシーへの意識の高まりによる住民同士の交流機会の減少など、ライフスタイルや価値観の多様化を背景として、地域コミュニティにおける人間関係の希薄化が懸念されています。また、担い手の確保難や高齢化により、町会・自治会をはじめとする地域団体の組織・活動の維持が困難となるなど、地域コミュニティの活力低下が課題となっています。

一方、地震や風水害といった自然災害や、特殊詐欺や侵入盗等の犯罪への危機意識の高まりなど、地域住民同士の見守りや助けあいの重要性がこれまで以上に高まっています。また、単身世帯の増加傾向が見られるなかで、社会的な孤独・孤立の状況にある、支援が必要な人々の増加が見込まれ、地域コミュニティによる共助のしくみの充実が求められています。

こうしたなかで、人々のライフスタイルの変化に対応し、担い手の負担を軽減しつつ、より効果的、効率的な活動を可能とするとともに、多様な主体の参画を促進するため、地域コミュニティの活動にデジタル技術を活用し、関係者間の連絡・調整の効率化や情報発信、参加機会の充実などを図ることが期待されています。

3 経済と雇用の状況

日本の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、さまざまな活動に制限が加えられたことにより需要に一定の影響がありました。2023(令和5)年以降、社会経済活動は概ね正常化したとみられています。関税措置など、米国の通商政策の影響による景気の減速懸念もあるものの、今後しばらく、日本の経済は安定した成長を維持するものと見込まれています。

一方、人口減少と少子高齢化に伴う労働力不足の進行や、働き方改革の推進に伴う時間外労働抑制などにより、労働力の不足が一層高まる懸念があります。また、さまざまな技術の進展を事業活動に活かすには、新たな知識、能力を有する人材が求められ、企業の採用環境は厳しさを増すと予想され、人材確保に伴う賃金の上昇が企業の大きな課題となる可能性が高くなっています。加えて、近年では、こうした人件費面の要因のほか、外国為替市場における円安と、それに伴う輸入価格の上昇を背景とした物価上昇が続いており、調達コストの負担増による企業収益への悪影響が懸念されています。

不安定な国際情勢に伴う外的な要因による課題を克服し、AI等の新技術を取り入れながら産業構造の転換を図り、安定的な経済成長を実現するためには、価格転嫁・取引適正化の徹底や、中小企業等の稼ぐ力の強化につながる生産性向上の支援など、持続的・構造的賃上げに向けた環境を整えていくことや、付加価値を生み出し、国際競争力を高める新しい産業の創出に取り組むことなどが重要となっています。

4 グローバル化への対応

日本への外国人観光客の来訪者数は長期的に増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に大幅に減少したものの、2023(令和5)年に再び増加に転じており、2025(令和7)年には約4,268万人と過去最高を記録しています。こうしたインバウンド観光需要は各地域の経済活性化に寄与している一方、人気のエリアへの過度な集中や、一部の観光客の問題行動などによる生活環境への影響も指摘されており、地域の実情に応じて、住民の生活環境との調和のとれた観光振興を進めることが求められています。

また、人口減少により日本人の労働力人口が長期的に継続して減少することが見込まれることから、その対応策として外国人労働力の受け入れが広がり、地域の住民として共に暮らす外国人が増加しています。これにより、行政サービスなど社会におけるさまざまな場面において、多言語対応などの配慮を行うとともに、外国人と日本人がお互いの文化や価値観、習慣などの個性を理解、尊重し、共生していくことができる地域社会づくりを進めることが必要となっています。

今後はこれまで以上に経済活動、社会活動のグローバル化が進展すると見込まれることから、国際理解、多文化共生にかかる教育・人材育成、幅広い世代の人々や企業、団体等への啓発や情報提供の充実が求められます。

5 自然環境と持続可能な循環型社会

近年、地球規模では気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの危機に直面しています。環境は人類の存続のための基盤であり、これ以上の悪化は人類の生存そのものが脅かされる事態となります。

こうした危機に対応するため、「第六次環境基本計画」では、「環境保全を通じた一人ひとりの生活の質、幸福度等の向上」の実現を最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り、環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の構築をめざすこととされました。

自然と文化・産業を活かした持続的な地域づくり等を推進するなかで、各地域の自然が有する価値を再認識し、人と自然のつながりの再構築を図ることも重要です。

地域脱炭素の推進や循環経済への移行など、環境課題と経済・社会的課題の同時解決に向けた取り組みを推進し、地域コミュニティの再生、雇用の創出、地場産業の振興や高齢化への対応、生態系保全等の地域課題の解決につなげていくことが求められています。

6 大規模災害への対応

2011(平成23)年に発生した東日本大震災をはじめとした大規模地震や、気候変動などの影響で近年頻発化・激甚化する風水害、降灰による首都圏への影響も想定される富士山の噴火など、大規模自然災害の発生リスクが高まっています。

2025(令和7)年に施行された「災害対策基本法等の一部を改正する法律」では、令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、宅地の耐震化の推進など、インフラ復旧・復興の迅速化等が盛り込まれました。

都市の強靱化を進めるためには、不燃化・耐震化の取り組みや水害対策、通信設備の強化など、予防・減災に向けた取り組みを推進していくことに加え、人口が集積する東京の特性を踏まえつつ、マンション防災等の推進や、消防団、町会・自治会等の活動の充実・強化によって、住民の自助・共助を底上げし、災害対処能力を強化していくことも重要です。

また、近年では、女性やこどものほか、高齢者、障害者等の要配慮者の視点に配慮した防災対策に取り組むことや、普段活用しているものを非常時にも役立てるフェーズフリーの考え方を取り入れていくこと、レジリエンス確保の観点から、デジタル技術などを活用し、予防、応急、復旧・復興のフェーズごとの防災対策の実効性を一層強化することなどが求められています。

また、2020(令和2)年に発生した新型コロナウイルス感染症は、見えない災害と呼ばれ、社会のあり方を変化させるほど大きな影響を及ぼしました。自然災害と感染症の同時発生による複合災害も懸念されており、災害時医療体制の構築を含め、新興感染症への備えを充実させていく必要があります。

7 デジタル技術の進展

デジタル技術が社会に浸透し、SNS等のプラットフォームやクラウドサービス等を含め、社会生活や企業活動等に欠かせない「社会基盤」としてのデジタル領域が拡大しています。日常生活でも、コミュニケーションや情報収集、買い物など、あらゆる場面でデジタルが活用されています。

企業の事業活動においては、自律的に作業を行うデジタルツール(AIエージェント)の導入による業務効率化が進んでおり、今後、自動運転をはじめとする、周囲の状況を認識したうえで自律的に行動するロボット技術(AIロボティクス)が更に浸透・実装されていくことで、労働力不足の解消や、生産性の向上、競争力の強化による経済活性化などが期待されています。

また、国は2025(令和7)年6月に「地方創生2.0基本構想」を閣議決定し、AI・デジタルなどの新技術の徹底活用と社会実装を掲げており、地域住民が安全かつ快適な生活環境を享受できる持続可能な地域社会の形成や、地域経済の持続的な成長と競争力の強化につなげていくこととしています。

一方で、AIの利用によるリスク(不適切、一貫性のない出力、倫理的・法的に問題のある出力、AIシステムへの攻撃など)も懸念されています。地方公共団体においても、デジタル技術の活用が進んでいますが、協治(ガバナンス)の観点から、これらリスクへの対応や適切な運用が求められています。

8 公共施設等の総合的な管理運用

日本の多くのインフラは高度経済成長期に集中的に整備されており、今後、更新等が必要になる施設が同時期に急増することが懸念されています。道路、橋、河川等の著しい劣化や損傷は、災害時に被害を拡大させる恐れがあります。

インフラが担う「国民の安全・安心の確保」「持続可能な地域社会の形成」「経済成長の実現」という役割を下支えするため、これまでに整備したインフラがその機能を将来にわたって適切に発揮できるよう、予防保全といった「持続可能なインフラメンテナンス」を行うことが求められています。

特に、近年は自然災害が激甚化・頻発化しており、平時から適切かつ効果的に維持管理を行う意義はますます大きくなっています。地方公共団体における技術系職員に限られるなかで、包括管理の実施や公民連携による取り組み、デジタル技術の社会実装等、負担を軽減しつつ、的確に公共施設等のメンテナンスを実施する体制を構築していくことも求められています。

また、地方公共団体においては、今後の人口減少等により、財政状況や公共施設の利用需要の変化が予想されることを踏まえ、公共施設の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現することが必要とされています。

Ⅱ 人口の現状と将来推計

1 人口の動向

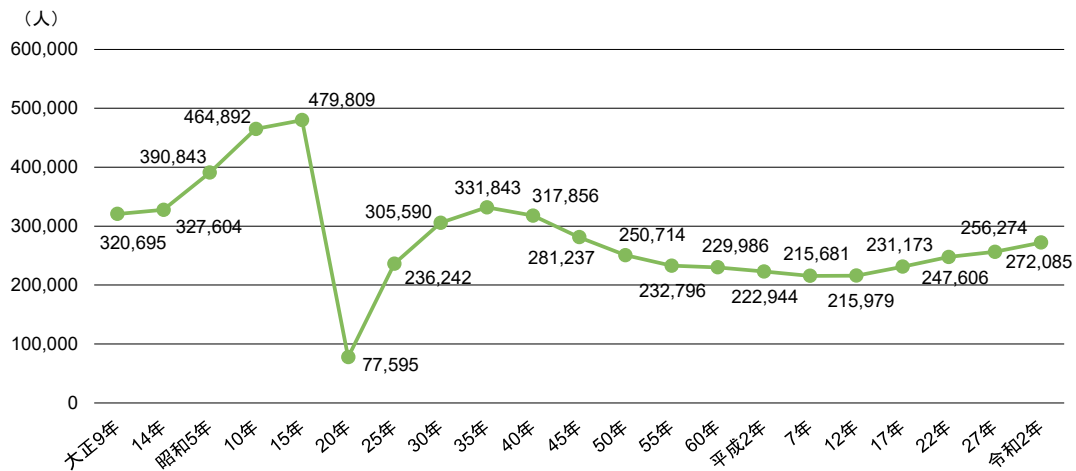
(1) 人口の推移

■1995(平成7)年以降増加傾向にあり、2020(令和2)年には27.2万人

国勢調査による墨田区の人口は1995(平成7)年まで減少傾向にありましたが、その後、都心回帰が進んだことにより上昇に転じ、交通の利便性向上等、住宅地としての魅力の向上により、増加傾向が続き、2020(令和2)年には27.2万人となっています。

また、住民基本台帳による人口では2026(令和8)年1月1日時点で288,833人となっており、うち外国人は17,806人となっています。

図表 1 墨田区の人口の推移(国勢調査) (外国人を含む)



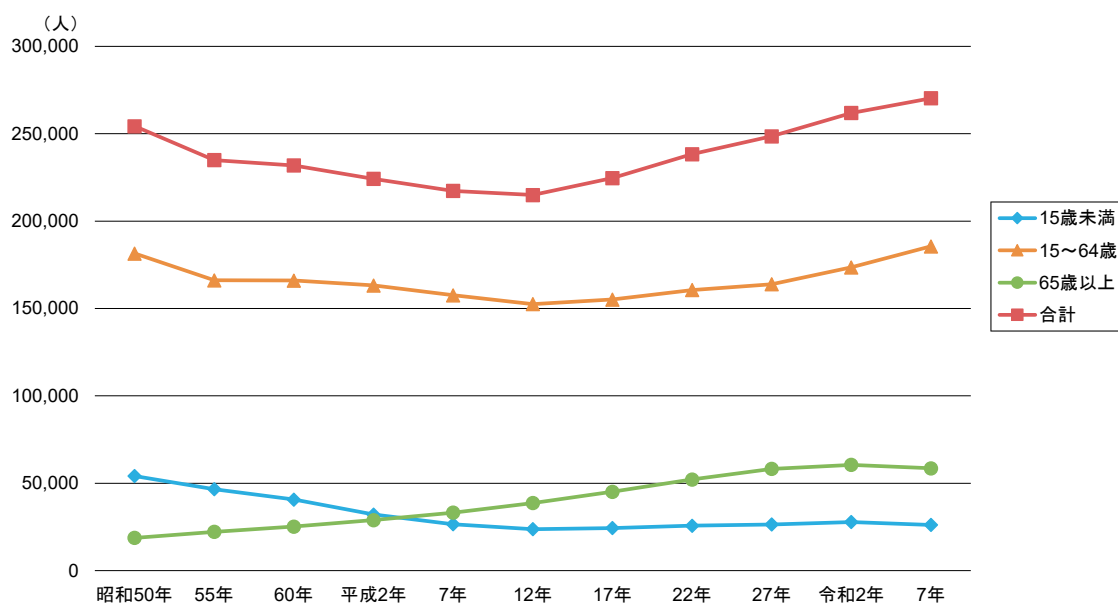
(2) 年齢構成

■高齢化の進行と急激な少子化、合計特殊出生率は1.00を下回る

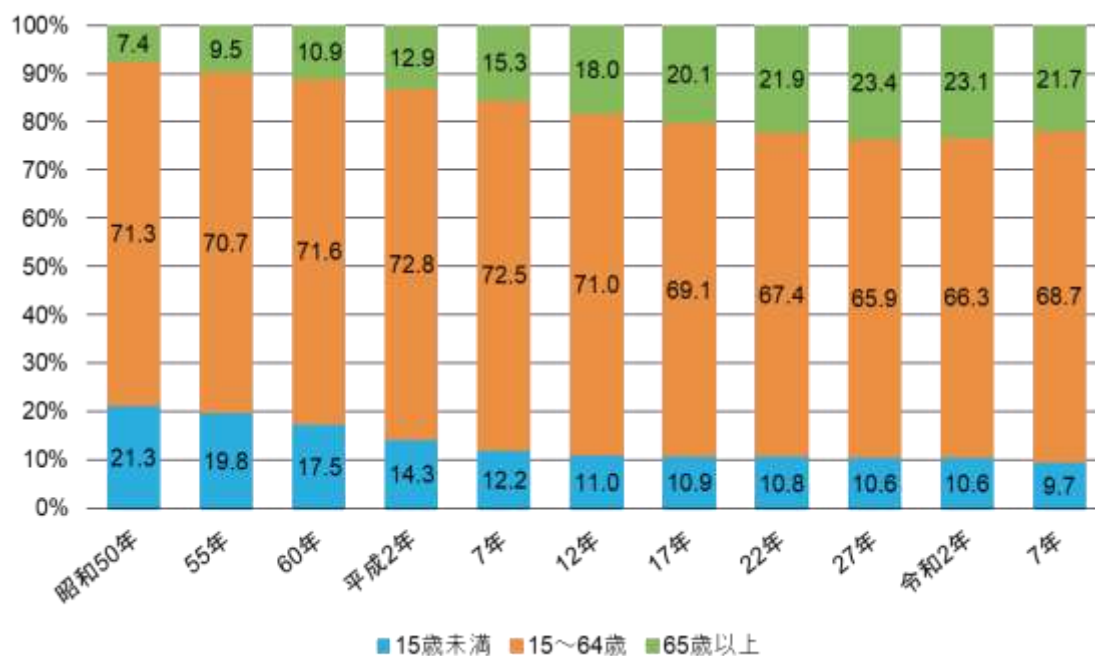
年齢3区分別の人口構成の変化をみると、年少人口(0～14歳)比率が1975(昭和50)年の21.3%から2025(令和7)年には、若年層の流入による生産年齢人口比率の増加に伴い、9.7%と半分以上の割合まで低下しています。高齢者人口(65歳以上)比率は同期間中に7.4%から21.7%へと上昇しており、直近では比率は減少しているものの、引き続き高齢化が進んでいます。

また、本区の合計特殊出生率(女性が一生の間に生むこどもの数)は、母数となる世代の流入も相まって、2024(令和6)年時点で0.94と1を下回っており、全国平均の1.15と比較して低水準にあります。

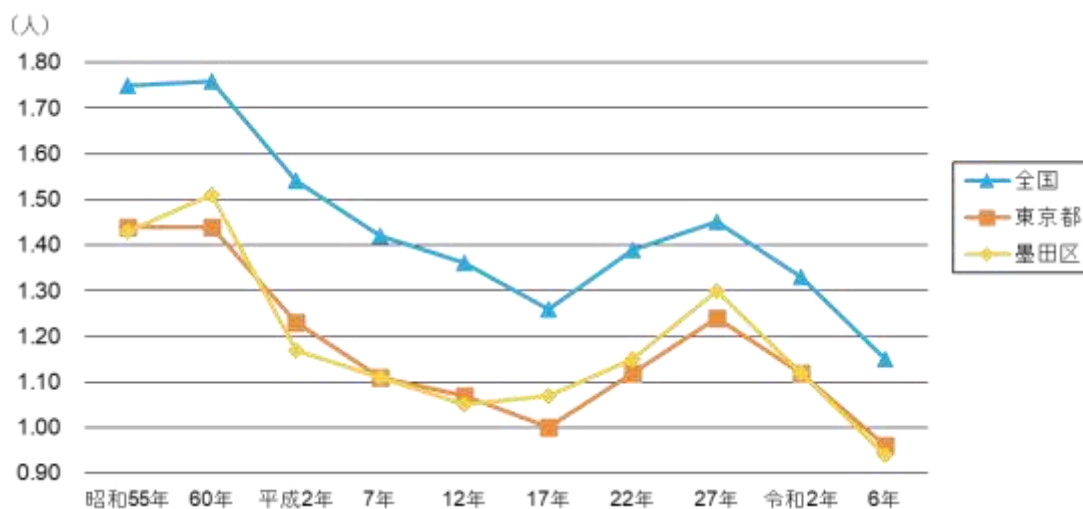
図表 2 年齢3区分の推移(住民基本台帳) (日本人のみ)



図表 3 年齢3区分の推移(割合)(住民基本台帳) (日本人のみ)



図表 4 合計特殊出生率の推移(人口動態統計) (外国人を含む)

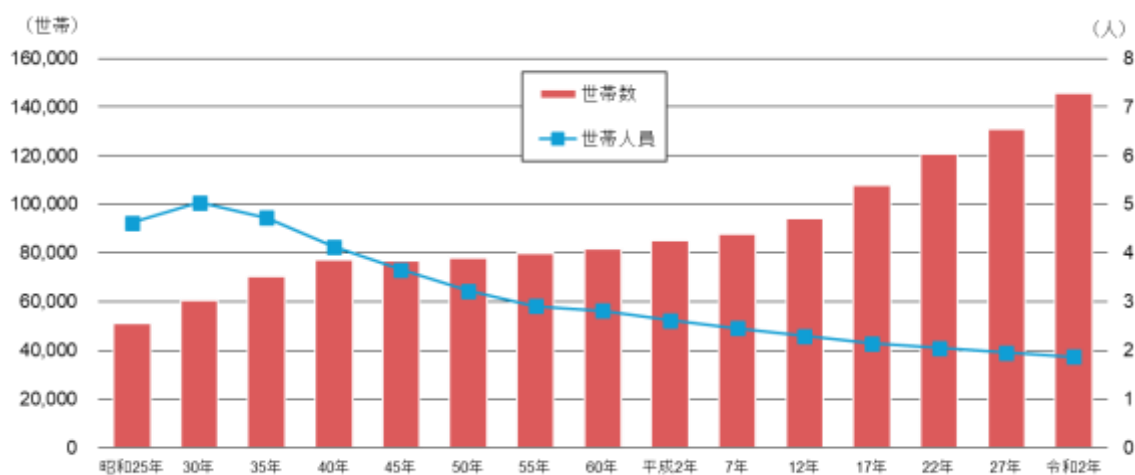


(3) 世帯の推移

■世帯数の増加傾向、世帯人員の減少傾向が長期的に継続

本区の世帯数は、2020(令和2)年国勢調査によると145,768世帯であり、戦後ほぼ一貫して増加傾向が続いています。一方で、核家族化の進行や若年単身世帯の流入、出生率の低下などにより、世帯規模(世帯あたり人員)の縮小が進んでおり、2015(平成27)年には一般世帯で1.94人と初めて2人を切り、2020(令和2)年は1.85人となっています。

図表 5 世帯数、世帯人員の推移(国勢調査) (外国人を含む)

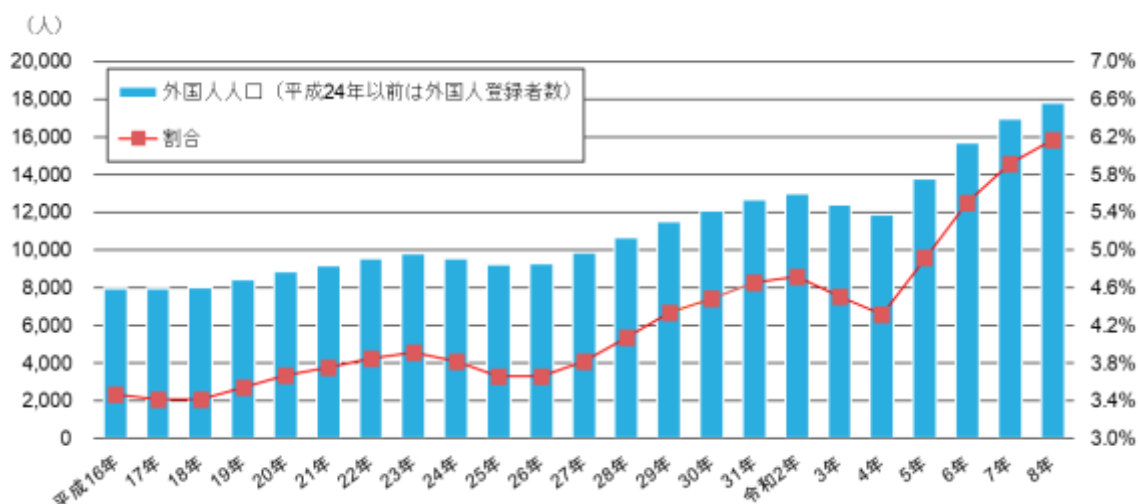


(4) 外国人

■新型コロナウイルス感染症の拡大により一時減少したが再び増加傾向

本区の人口のうち、外国人人口の推移をみると、2026(令和8)年1月1日現在17,806人で全人口に占める外国人の割合は6.2%となっています。外国人人口は2014(平成26)年以降増加傾向にありましたが、2021(令和3)年に新型コロナウイルス感染症の拡大により減少に転じました。しかし、翌年まで減少が続いたあと2023(令和5)年には再び増加に転じ、その後は増加傾向が続いています。これにより、2026(令和8)年現在の外国人人口は2016(平成28)年から10年間で約1.67倍に増加しています。

図表 6 外国人人口とその割合の推移(住民基本台帳、外国人登録者数)



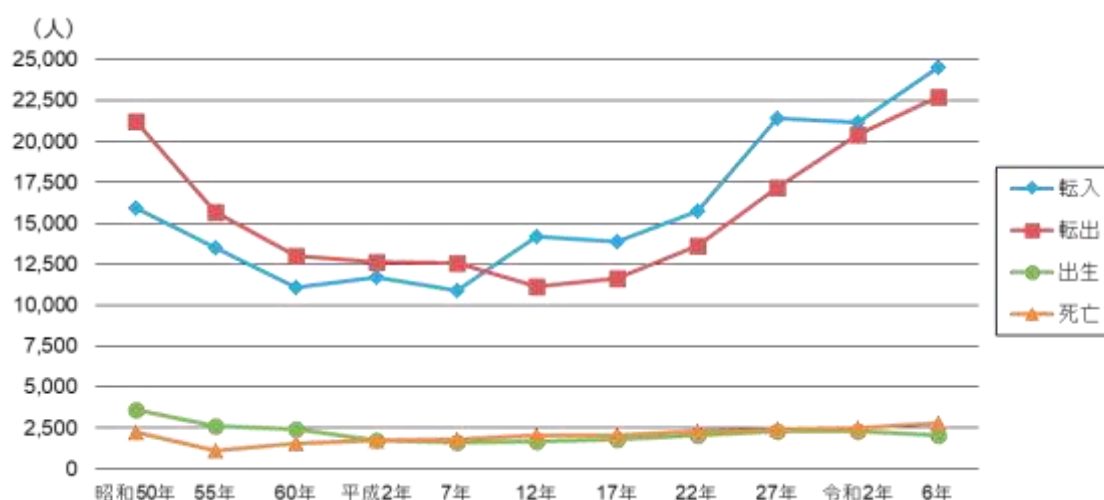
(5) 人口動態

■自然増減はわずかなマイナス、社会増減は転入超過傾向

1998(平成10)年以降、転入が転出を上回る「社会増」が一貫して続いています。一方、少子高齢化の進行により、自然増減は死亡が出生を上回る「自然減」が継続しています。

このような状況のなかで、「社会増」が「自然減」を大きく上回る規模となる傾向が続いていることが、近年の本区の人口増加の要因であると考えられます。

図表 7 移動人口の推移(住民基本台帳人口移動報告、人口動態統計)



2 将来人口の予測

(1) 基本的な考え方

全国的に人口減少が進むなかで、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による人口増加傾向の鈍化はあったものの、本区の総人口は増加を続けています。人口増加の背景には、交通利便性の高さや住宅供給量の増加、住環境の魅力の充実といった理由が挙げられるほか、都心部と比べ家賃が抑えられていることも一つの理由と考えられ、2025(令和7)年4月1日の住民基本台帳人口は287,766人となっています。

他方で、年齢層に着目すると、若い単身世帯や外国人を中心に人口増加傾向が続いていますが、小さな子どもをもつファミリー層は転出傾向にあり、年少人口の減少は今後も続くことが見込まれています。加えて、高齢化は全国的な動向と同様に進むことが想定され、人口増加は続くものの、少子高齢化の進行も見込まれます。

(2) 人口ビジョン(2025(令和7)年3月策定)における人口の将来展望

本区の人口は、年少人口は減少が続き、生産年齢人口は一時的に増加しますが、長期的には減少する見込みであり、他方で、高齢者人口は増加していく見込みとなっています。

本区が、さまざまな世代が関わりあう活気あふれたまちであり続けるためには、安心して子どもを産み育てられるとともに、子育てと仕事を無理なく両立できる環境を整備し、子育て世代が「住みたい、住み続けたいまち」をつくる必要があります。

また、生産年齢人口にとって重要な要素となる雇用や就労に関しては、本区の「ものづくりのまち」としての特徴を生かしつつ、新たな時代に対応した産業の創出、支援の充実を図り、持続的に発展する地域産業づくりが求められています。

さらに、老年人口、なかでも後期高齢者が増加する見込みであることから、高齢者を見守り、

支える環境の充実も重要となります。

こうした取り組みにより、本区の人口動向の見通しに的確に対応した、すべての世代にとって魅力のある生活環境の整備を進めます。

(3) 将来推計人口

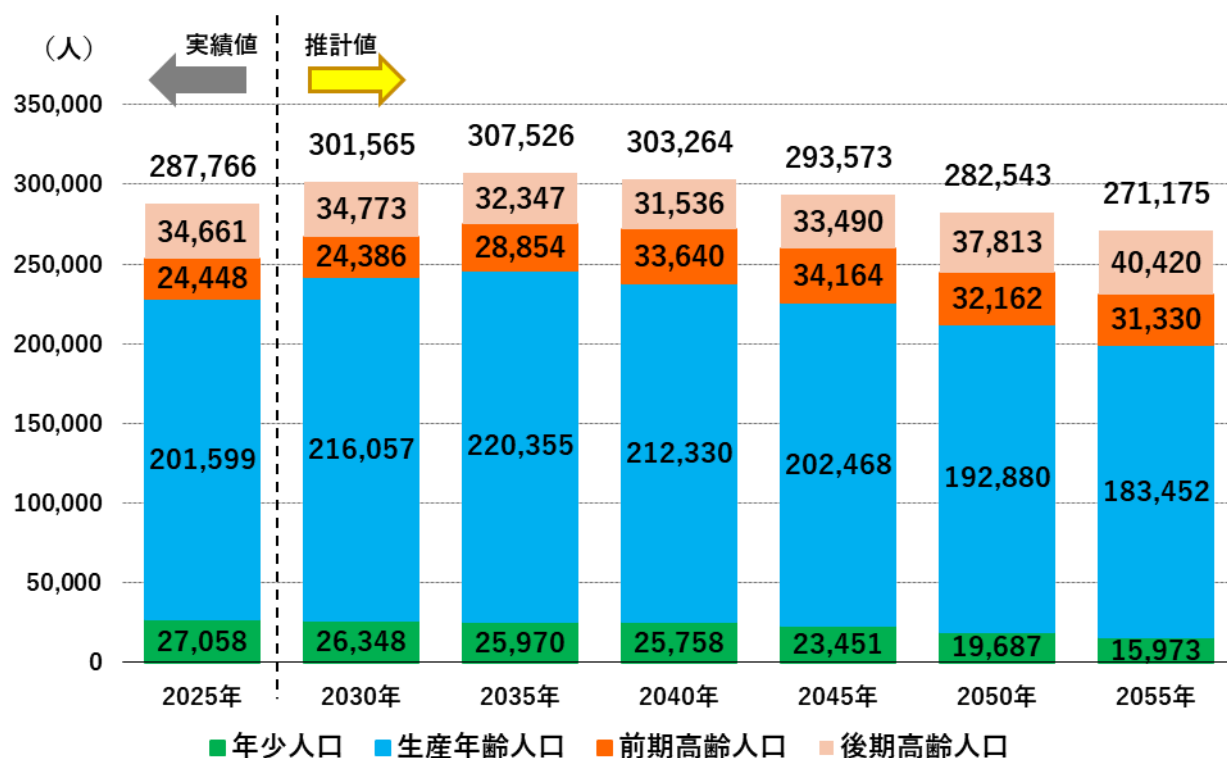
本区の総人口は増加し、2035(令和17)年に307,000人超でピークを迎える見込みです。その後は減少に転じ、2050(令和32)年に2025(令和7)年の人口を下回り、2055(令和37)年には約271,000人まで減少する見込みです。

年齢3区分別にみると、年少人口は2050(令和32)年には2万人を下回る見込みです。

生産年齢人口は一時的に増加しますが、2035(令和17)年に約220,000人でピークを迎え、2050(令和32)年には2025(令和7)年の生産年齢人口を下回る見込みです。

老年人口は一貫して増加を続け、2055(令和37)年には約72,000人となる見込みです。

図表 8 人口推計結果



※各年4月1日時点

Ⅲ まちづくりの方向性

新たな社会の潮流や、本区における将来人口予測を踏まえ、魅力的で住みやすい都市環境の形成に向けて、都市基盤や市街地の整備に関するまちづくりの方向性を示します。

1 まちの成り立ちとこれまでの取り組み

墨田区は、江戸時代に開拓が進み、南部地域が武家屋敷を中心とした市街地となる一方で、隅田川一帯は絶好の遊覧の地として、多くの文人墨客の訪れるところとなりました。明治以降は近代産業集積の地として成長してきましたが、震災・戦災等により甚大な被害を受けるなど、度重なる災害に見舞われました。その度、支えあい、助けあいながら復興に取り組み、今日のまちの基盤となる人と人とのつながりが育まれてきました。

その後、高度経済成長期を経て、鉄道網の充実、道路網の整備が進み、その進捗にあわせて、区内各所ではそれぞれの地域の沿革を踏まえた都市機能の集積、まちの成熟・発展が見られました。さらに近年では、2012(平成24)年に東京スカイツリー®が開業したことに伴い、観光交流の拠点として、数多くの来街者を迎えるまちへと変貌を遂げました。

その一方で、区では、狭あいな道路や住宅が密集した状況などを踏まえ、震災対策を主要課題として掲げ、燃えない・壊れないまちづくりを推進してきました。このような継続した取り組みにより、不燃領域率や耐震化率の改善、細街路の拡幅など、着実に防災機能の向上が図られてきています。

2 取り巻く環境の変化

まちづくりの方向性を検討するにあたっては、社会を取り巻く環境の変化にも目を向ける必要があります。

「Ⅱ人口の現状と将来推計」で示したとおり、本区は、長期的には人口減少に転じ、人口構成も変化していくことが見込まれていますが、他方で、地下鉄8号線(有楽町線)の延伸による臨海部とのアクセス性の向上や、羽田空港・成田空港の機能強化により、来街者の更なる増加が予測されます。今後は、住民の生活環境の更なる向上を図りながら、来街者にも利便性が高く、にぎわいと活力にあふれる魅力的なまちづくりを進めるという視点が求められます。

加えて、災害対策の強化も重要です。国が2025(令和7)年に公表した首都直下地震の被害想定では、30年以内の発生確率が約70%とされているほか、気候変動の進行により、河川の氾濫や集中豪雨による都市型水害など、これまでの想定を超える風水害の発生なども懸念されており、ソフト・ハード両面から速やかに対策を進めていく必要があります。

また、技術の進展に伴い、3D都市モデルに基づくシミュレーションの実施、インフラの維持管理や被災状況の確認等におけるドローンの活用、新たなモビリティの運用や自動運転技術の実装に向けた実証など、全国各地で地域課題の解決に向けた取り組みが行われています。社会のさまざまな分野で人手不足が予想されるなかでは、こうした新しい技術をまちづくりに活用していくことが重要となっています。

3 今後の展望（求められる視点）

今後の人口減少局面においても、多彩な人が集まる、安全で住みやすく、にぎわいのあるまちをめざしていくためには、交流が活発に生まれること、移動が快適であること、居心地がよい環境があること、災害対策が充実していることなど、時代の潮流を捉えながら、すみだの“夢”をかなえるまちづくりに取り組んでいくことが大切です。

具体的には、次のような未来のまちの姿が描かれます。

- 空港アクセスを活かした国際的で魅力的な交流拠点として、インバウンドの受け入れとともに、ビジネス交流なども生まれる、東京の玄関口となっているまち
- 誰もが歩きやすいウォーカブルな環境であるとともに、次世代モビリティなどの新しい交通手段も活用しながら、自由に移動・回遊を楽しめるまち
- 水、みどりや花などの自然に親しむことができ、地域全体に一体感のある美しいまちなみが保全された、環境や景観に配慮されているまち
- 密集市街地の改善や不燃化・耐震化が進むとともに、水害への対策が整うなど、あらゆる災害への備えが充実し、安全や安心を実感できるまち

まちづくりは長い時間を必要としますが、従来の取り組みに加え、デジタル等の新しい技術の積極的な導入も視野に、さまざまな手法を活用しながら、限られた資源の中にあっても、着実に取り組んでいかなければなりません。区民と将来のまちのビジョンを共有しながら、めざすべき魅力的な都市環境を整えていくことが求められます。